

ベトナム：少年司法についての国際経験に関する インターナショナルワークショップ (INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE)

J I C A 長期派遣専門家

枝川 充 志
国際協力部教官
黒木 宏 太

第1 はじめに

ベトナム最高人民裁判所と J I C A の共催で、令和3年11月29日（月）、少年司法についての国際経験に関するインターナショナルワークショップ（INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE）（以下「本セミナー」という。）が開催された。

本セミナーは、J I C A プロジェクト¹の活動の一環として実施されたものであり、その目的は、ベトナムでは、現在、未成年者の司法手続に関する法律を制定する準備をしているところ、諸外国における未成年者に係る司法制度について様々な制度設計を検討することにあった。

本セミナーには、日本側から、ベトナム現地において、枝川が参加し、日本（オンライン）から、国際協力部の内藤晋太郎部長、須田大副部長、曾我学教官、河野龍三教官、矢尾板隼教官、尾田いずみ教官、岡田泰弘専門官及び黒木が参加した。

ベトナム側からは、グエン・ホア・ビン最高人民裁判所長官、グエン・チ・トゥエ副長官をはじめとした最高人民裁判所及び人民裁判所の裁判官のほか、国会司法委員会、同法律委員会、党関係者、労働・傷病兵・社会省、司法省刑事行政法局、公安省、学者・研究者が参加した。また、ベトナムのドナーからは、ベトナム現地において、UNICEF ベトナムのラナ・フラワーズ現地代表、グエン・タイン・チュック氏²（Child Protection Justice System Specialist）、韓国最高裁からの長期専門家（KOICA）のキム・テジュン裁判官、在越アメリカ大使館からジョナサン・ゴンドミ調整官（Law Enforcement and Justice Program）、オンラインにて、在オーストラリア・在タイのUNICEF 専門家、アメリカ・ロサンゼルス検察官、警察官が参加した。

なお、ベトナム現地での会場参加者については、会場入場の際に、新型コロナ対策として、抗原検査が実施された。

本稿では、本セミナーの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

¹ 「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（2021.1～2025.12）

² 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）が、令和3年3月7日（日）～12日（金）の6日間、国立京都国際会館で開催され、国際協力部は、同月9日にサイドイベントとして、J I C A と共催で、講演「法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例」及びパネルディスカッション「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」を開催した。グエン・タイン・チュック氏は、このサイドイベントに登壇していただいた。

第2 本セミナーの概要

1 日時

令和3年11月29日（月）7時30分～11時45分（ベトナム時間）

2 形式

ハイブリッド形式（会場参加と Cisco Webex でのオンライン参加を併用）

3 スケジュール（ベトナム時間）（仮英訳）

| <i>Time</i> | <i>Activity</i> | <i>Presenter</i> |
|--|--|---|
| 07:30-08:00 | Registration | |
| 08:00-08:10 | Introduction | Department of Legal affairs and Scientific management, SPC |
| 08:10-08:30 | Opening remarks | - Assoc.Prof.Dr. Nguyen Hoa Binh, Politburo member, Secretary of the Party Central Committee, Chief Justice of the Supreme People's Court - Mr. Edagawa Mitsushi, JICA Expert - Ms. Rana Flowers, UNICEF Representative to Viet Nam |
| PRESENTATION + DISCUSSION Chairman: Mr. Nguyen Tri Tue, Deputy Chief Justice of the Supreme People's Court | | |
| 08:30-08:45 | Introduction on the draft outline of the Law on Juvenile Justice | Department of Legal affairs and Scientific management, SPC |
| 08:45-09:05 | Overview of the draft outline of the Law on Juvenile Justice | Ms. Nguyen Thi Kim Thoa, former Director General, the Department of Criminal and Administrative Legislation, Ministry of Justice |
| 09:05-09:25 | Law on Juvenile Justice – Necessity and international experiences | Ms. Shelley Casey, UNICEF Vietnam Expert in Australia (online) |
| 09:25-09:45 | Presentation on “ Commitments of Vietnam in international documents on the protection of children's rights ” | Mr. Dang Hoa Nam, Director General, Department of Children, Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs |
| 09:45-10:05 | Juvenile Justice in Japan and Recommendations for Vietnam | Mr. Kuroki Kota, Professor(Judge), Ministry of Justice, Japan (online) |
| 10:05-10:25 | Regulations on compulsory education measures for juveniles before serving prison sentences | Ms. Christi Frey, Deputy Attorney General, Office of the District Attorney, Los Angeles, California. Lieutenant Andrea Grossman, Los Angeles Police Department, Commanding Officer (online) |
| 10:25-10:45 | Developing and implementing the Law on Juvenile Justice – Lessons from Southeast Asia and the Pacific Region | Mr. Lucio Valerio Sarandrea Juvenile Justice Specialist, UNICEF's Regional Office for Southeast Asia and the Pacific (online) |
| 10:45-11:00 | Tea break | |
| 11:00 - 11:45 | Discussion | - Assoc. Dr. Do Thi Phuong, Hanoi Law University - Representative of KOICA - Delegates |
| 11:45 | Conclusion and Closing | Assoc.Prof.Dr. Nguyen Hoa Binh, Politburo member, Secretary of the Party Central Committee, Chief Justice of the Supreme People's Court |

第3 本セミナーの概要

1 目的とビン長官の説明

ベトナムには、少年事件について、包括的で統一された法律がなく、少年に対する行政上及び刑事上の取扱いは、多くの異なる法律に点在していることから、執行等の困難さがある。その上で、既に法案の骨格について起草しているが、国内法との関係を整理し、国際的な原則や考え方を反映させた上で起草プロセスをすすめ、2022年3月までに国会常務委員会に計画及び草案を提出し、2023年中に立法化したいとの説明があった。その過程で、各国について調査したところ、世界のほとんどの国では、少年に対する独自の法制度を持っているが、国によって違いがあることが分かったということである。

本セミナーは、これらの状況を踏まえて、ベトナムとしては、少年司法に関する規定を統合して置き換えるために、新法を導入することを検討しており、国際的な立法例や経験について、広く意見を得ること、及び、参加した各国としても、それらの経験共有を図ることを目的としたものである。



【ベトナム最高人民裁判所の建物】

2 オープニングリマークス（枝川）

JICAの枝川より、オープニングリマークスとして、少年司法に関するプロジェクトは、ベトナムにおける法執行の質を向上させることを目的としており、JICAプロジェクトとしても重要なものと認識していることに言及した上で、家庭未成年者法廷設立に向けたこれまでのJICAプロジェクトの支援、少年の健全な育成の観点、中でもコロナ禍で影響を受ける少年保護の観点から、今回の法整備が時宜を得たものであることを述べた。



【オープングリマークスの様子】

3 日本の少年司法制度の説明（黒木）

国際協力部の黒木より、離婚や相続などの家事事件や少年事件を扱う日本の家庭裁判所での経験について説明し、具体的には家庭裁判所と家庭裁判所調査官制度を中心に説明をした。下記は、概ね、当職の講演内容として、ベトナム最高人民裁判所のHP³に記載されていたものである。

家庭裁判所は、伝統的な司法裁判所と比較して、取り扱う事件の性質や、事件処理の理念・方法において、処理される事件の性質を踏まえて、個別性、科学性、社会性、後見性、民衆性、非形式性、非公開性などの異なる特徴がある。

家庭裁判所調査官は、心理学、教育学、社会学、社会福祉学などの専門知識を有する職員である。少年審判における個別処遇の原理や科学主義、教育主義の原理を実現するために、行動科学の専門職である家庭裁判所調査官が家庭裁判所に配置されている。家事事件や少年事件において、専門的知識をいかして調査をし、少年事件では、事件の調査が調査官の職務の中心である。家庭裁判所調査官という制度は、家庭裁判所の大きな特色である。

終局決定には、審判手続を開かない場合と審判手続を開く場合の2つのケースがある。事案軽微であり、少年に再非行のおそれがない場合や、家庭裁判所調査官の教育的指導によって、少年の要保護性が解消し、再非行のおそれがない場合は、審判手続を開始しない。

審判手続は非公開で、（共犯事件でも）個別に審判される。教育主義（保護主義）、個別処遇の原理、職権主義による。「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」。

³ <https://tapchitoaan.vn/bai-viet/nghien-cuu/hoi-thao-tham-van-kinh-nghiem-quoc-te-ve-tu-phap-nguoi-chua-thanh-nien> より参照可能（ただし、ベトナム語）。



【日本の少年司法制度の説明の様子】

4 海外専門家による説明（UNICEF，オーストラリア，アメリカ，韓国）

UNICEFベトナム代表のラナ・フラワーズ氏より，科学的には脳は25歳までに完全に発達すること，少年を拘留することは教育的ではなく，その代わりに地域的指導が効果を持つこともあることやソーシャルワークの重要性などについて説明があった。

オーストラリアのUNICEFベトナムスペシャリストであるシェリー・ケーシー氏より，ベトナムが，少年司法の観点から包括的な法律の策定を策定していることに関し，未成年者に関連する記事を司法制度に統合及び拡大し，少年司法制度を調和させるための大胆な改革を導入するための効果的な方法である旨に言及した上で，法律

の規定と実態のギャップを埋めることや、被害者・証人の場合の少年保護の必要性等について、説明があった。

UNICEF東南アジア太平洋事務所の少年司法専門家であるルシオ・バレリオ・サランドレア氏より、少年司法改革の予見可能な経験に基づいて、裁判所などの機関間の部門間の調整、調達など、多くの課題があることや、コストを見据えた仕組みづくり、RIA（Regulatory Impact Assessment）の重要性についての説明があった。

ロサンゼルススのフレイ検察官及びグロスマン警察官より、カリフォルニア法下での少年事件の扱い、保護の仕組み、ダイバージョンの取組みの紹介があった。

韓国からの長期専門家キム・テジュン裁判官は、少年司法のための統一された法律の必要性について言及をした上で、少年司法の目的は少年を教育することであるため、刑事措置を減らす必要があることや、韓国では、非刑事措置の適用が優先されているため、児童保護に関する個別の規制があること、少年に前科を残さないようにする必要があることなどの説明があった。

5 ベトナム専門家の説明

最高人民裁判所法制・科学管理部から、少年司法に関する法律の草案の骨子の説明があった。

司法省刑事行政法局のトア前局長から、法の重複の問題、少年事件に関わる関係機関間のコミュニケーションの重要性、ソーシャルワーカーのトレーニング、少年の特性を踏まえたアプローチの必要性等について指摘があった。

ハノイ法科大学のド・ティ・フオン准教授から、少年司法に関する統一的な法律の策定は、児童保護に関する党の見解等と完全に一致していると述べた上で、外国の経験についても、他の国や世界の一般的な傾向に沿って、人権、子どもと未成年者の権利の保護に関する国際基準への適合を確保することが必要であると説明した。

最後に、ビン長官より、機関間の調整、専門スタッフの育成、少年の特性を踏まえたアプローチ、いわゆる職権主義の妥当性がハイライトされ、今後、研究者や関係機関の意見を聞いて、ドラフト作業を進めていきたいとして締めくくられた。

第4 終わりに

本セミナーは、JICAプロジェクトの初年度における例外活動として実施されたものである。本セミナーは、ベトナムへの起草支援と位置付けられるが、内容については、上記のとおり、教材作成等の伝統的なプロジェクト活動とは異なり、国際会議のようであり、ベトナムの法・司法分野での発展を肌で感じられるものであった。

国際協力部及びJICAプロジェクトとしては、ベトナムの少年司法がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。



【本セミナーの様子（両写真のパワーポイントは黒木による説明時のもの）】